平成 25 年 5 月 16 日

各　　位

会 社 名　井 関 農 機 株 式 会 社
代表者名　取締役社長　木 村 典 之
（コード：6310、東証第 1 部）
問合せ先　常務執行役員総合企画部長　鈴 木 俊 一
（TEL. 03-5604-7709）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 16 日開催の取締役会におきまして、定款の一部変更の議案を平成 25 年 6 月 25 日に開催予定の第 89 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1．変更の理由

社外取締役として将来に亘り適切な人材を迎えることができるようにすること、および社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、定款第 27 条第 2 項を新設するものです。

2．変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

旧	新
（取締役の責任免除） 第 27 条　当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。	（取締役の責任免除） 第 27 条　当会社は、取締役(取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
（新設）	2．当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

3．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 25 日（火曜日）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 25 日（火曜日）

以上